

令和7年度予算概算要求の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	1
II	生活保護制度の適正実施	33
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	39
IV	災害時における福祉支援	53

社会・援護局(社会)

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり

令和7年度概算要求額

【包括的相談支援事業】	既存事業予算の内数	(374億円)
【地域づくり事業】	既存事業予算の内数	(116億円)
【多機関協働事業等】	66億円	(53億円)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。**

2 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。(多機関協働事業)
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。(参加支援事業)

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

令和7年度概算要求額 66億円の内数（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、社会福祉法第106条の4が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2 事業の概要

- 入居後の継続的な支援を行うため、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。

<住まいの課題を含めた複合的な課題を抱える者に対する支援体制のイメージ>

0 包括的相談支援事業

- 生活困窮者の自立相談支援機関等において、相談者の属性・世代等に関わらず、包括的に相談を受け付ける。

住まいの課題を含めた複合的な課題があり、単独の支援関係機関では対応が難しいと判断された場合

1 多機関協働事業

- 多機関協働事業者を中心に、自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

入居後支援が必要であるが、既存事業では対応が難しいと判断された場合

2 参加支援事業、
アウトリーチ等を通じた
継続的支援事業（※）

- 同事業の実施者により、入居後の見守り支援、利用者と地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、地域と本人とのつながりの形成に向けた支援等を行うことで、入居した住居への定着、貸主の不安の解消等を図る。

（※）居住継続支援員の配置やその活動に要する費用を要求。

（※）参加支援事業は短期間での支援が想定される者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は長期的な支援が必要と想定される者を対象とする。

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和7年度概算要求額 9億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国3／4、市町村1／4

令和5年度実施市町村数：279（うち132市町村は、令和6年度に本格実施へ移行予定）、令和6年度実施予定市町村数：206

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和7年度概算要求額 1.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

（後方支援の取組例）

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等

3 実施主体等

実施主体：都道府県

負担割合：国3／4、都道府県1／4

令和5年度実施都道府県数：44

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和7年度概算要求額 30百万円（30百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要であるため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっている中で、重層的支援体制整備事業を現在実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、令和6年度からは、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村も受講対象に含めた、ブロック別の研修を導入している。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員（初任者）に加え、当該事業を実施していない市町村や移行準備中の市町村の職員も受講対象に含め、包括的支援体制の整備に向けてどのようなプロセスを踏むべきか、ノウハウや知識を学ぶための研修を実施する。

（都道府県向け研修）

- 市町村を支援する都道府県のサポートのため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、各都道府県が取り組む市町村への後方支援の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和5年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数 (**657**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

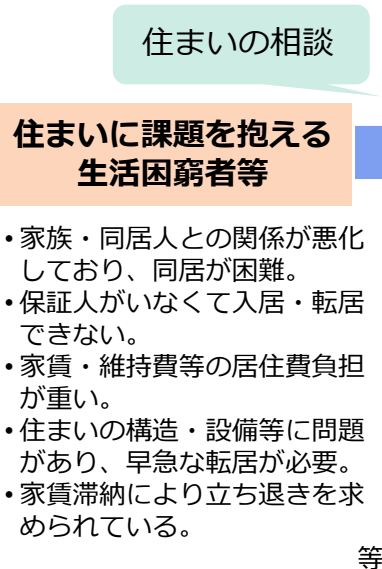
**自立相談支援機関に
住まい支援員（仮称）
を配置し、支援等を行
う場合の加算を創設す
る（拡充）**

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

○負担割合：国 3 / 4
都道府県・市・区等 1 / 4

3 事業のイメージ



福祉事務所設置自治体

- ・福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】

自立相談支援機関に**住まい相談支援員**を配置

- ← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
- ④ 地域の関係者に対する支援

連携

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- ・市町村の住宅・福祉部局・居住支援団体等で構成（都道府県の参加も推奨）
- ・居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

【役割】

地域の資源の把握や事業の総合調整 等

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛り込む

上記以外

①住宅の斡旋

②家賃支援

（住居確保給付金等）

③居住支援

（入居支援・入居中生活支援等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

- <家賃相当分> 現行(①、②)のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用(引っ越し代・礼金等)(上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数 (**657**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

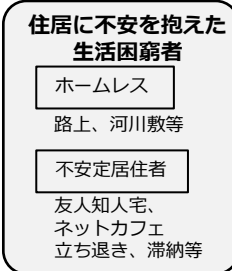
改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が福祉事務所設置自治体の努力義務とされた。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として事業を実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

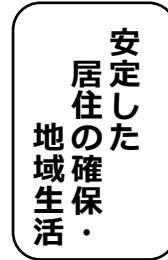
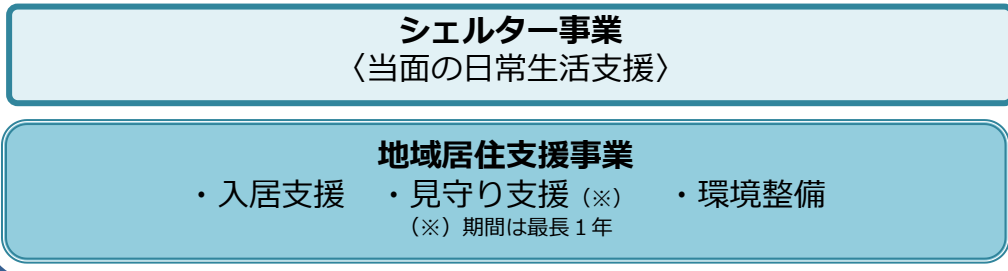
※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム

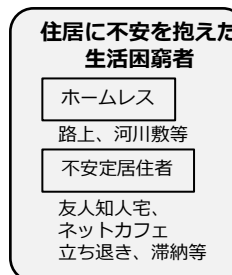
(現行)



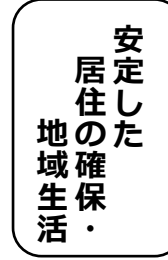
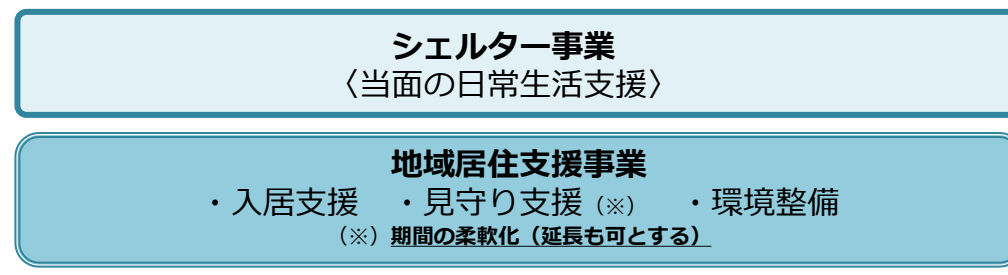
一時生活支援事業 (任意事業)



(改正後)



居住支援事業 (必要な支援の実施を努力義務化)



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

○実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

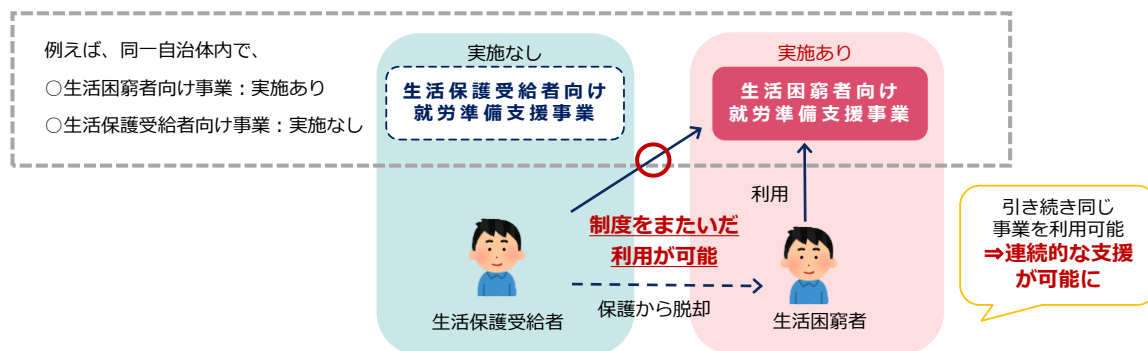
困窮補助金

1 事業の目的

- これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
- 今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。
- ※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- ※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：**生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする(拡充)。**
(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度) … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数 (**657**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者の家計管理を支援する家計改善支援事業は、就労準備支援事業と合わせて生活困窮者の自立の促進に一定の成果をあげてきた。
- 今般の制度見直しでは、両事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率 1 / 2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率 2 / 3 (令和5年度実績：638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律 2 / 3 とする。**

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、今般の制度見直しに係る部会の最終報告書(※)で、「国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要」とされており、特に小規模な自治体に対してその取組を促していく必要がある。
※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)
- このため、両事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。 ※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)

【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度)が50人/km²以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村(市町村全域が過疎地域)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km²以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額(都道府県広域加算額を含む)に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数（-億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

2 事業の概要・スキーム

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的实施

- 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

（取組内容）

- ・ 都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

- ・ 本事業は3年間の事業実施を想定。（1自治体あたりの支援期間は1年間とする。）

（参考）実施予定都道府県数 令和7年度：**19**箇所 令和8年度：**18**箇所 令和9年度：**17**箇所（それぞれの事業でカウント）

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

【以下は、既存事業のメニューにより対応】

都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援

- 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

（取組内容）

- ・ OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
- ・ 自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県 【補助率】国 10/10（実施期間：3年間）

令和7年度概算要求額 732億円の内数（-億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- コロナ禍に実施した緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して、引き続き十分なフォローアップ支援を行っていく必要があるため、自立相談支援機関等におけるフォローアップ支援を行うための支援員の加配や、債務整理支援、アウトリーチ支援の強化等に係る経費を補助し、自立相談支援機関等の体制強化を図る。
- 生活困窮者の増加や、孤独・孤立問題の深刻化を踏まえ、自治体と民間団体との連携を推進することにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

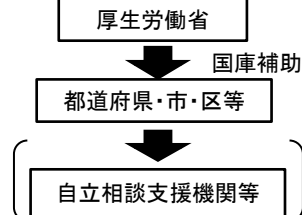
2 事業の概要・スキーム

- 各自治体の自立相談支援機関等において、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化や、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応を行う。

（事業メニュー）

1. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
 - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
2. 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

補助の流れ



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担割合：国3／4、都道府県・市・区等1／4

令和7年度概算要求額 732億円の内数（-億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

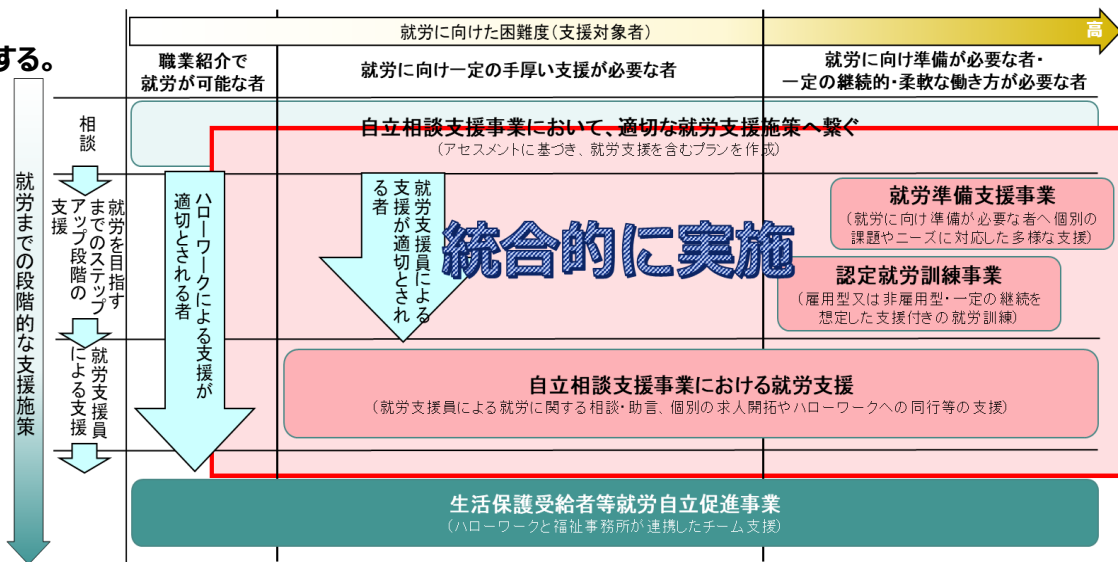
- 現在、小規模自治体が就労準備支援事業や認定就労訓練事業を実施するには、担い手やノウハウの不足等の課題があり、また、全国的に就労支援全体の取組内容に差があることから、全国どこでも個別のニーズに合わせた支援を受けられる状況であるとは言いがたい。
- このため、就労支援に関する3事業（自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業）を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行えるスキームの構築を図るとともに、その支援効果を検証し、今後の議論に資する報告書を作成する。
- なお、事業の実施に当たっては、令和6年度に実施される社会福祉推進事業「就労準備支援事業・認定就労訓練事業等就労支援に関する手引き改訂に関する調査研究事業」の結果も踏まえたものとする。

2 事業概要・イメージ

○令和7年度～令和9年度までの3ヶ年で調査研究事業を実施・検証する。

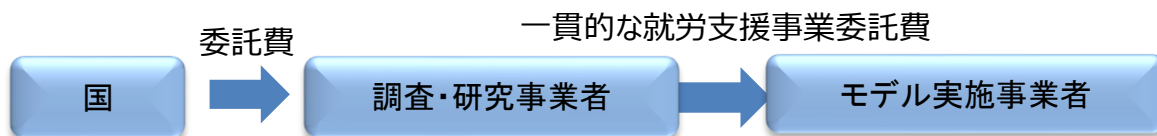
令和7年度～令和8年度
・事業開始 ・評価委員会を設置し、半期ごとに事業評価・当事者評価を実施し、モデル自治体にフィードバック ・年度末に報告会を実施
令和9年度(調査研究事業最終年度)
・調査研究事業の評価と効果を検証 ・総合型就労支援モデル事業報告書作成・シンポジウムの開催
○事業評価:実践家・当事者参画型エンパワメント評価(PBEE)の活用もしくはEBPMの活用 ○当事者評価:KPS、統計ツールのデータの活用

※次期制度改正に向けた知見を蓄積する。



3 実施主体等

- 実施主体：国（委託費）
政令市 3ヶ所 / 都道府県 1ヶ所
中核市 3ヶ所 / その他自治体 3ヶ所
(※就労準備支援事業等を未実施の自治体も含む)



令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動が増加・高度化しており、支援員へのメンタルケアや支援スキルを向上する必要性が高まっている。このため、各地域において効果的な研修会や支援手法の共有が実施できるよう研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県における研修企画チームの立ち上げを支援する。
- ・ 中間支援組織の立ち上げ支援を行い、当該組織が自立した組織運営をできるよう支援する。
- ・ 令和8年度まで拡充支援を行う。

<補助対象事業>

- 研修企画チームの立ち上げ準備会を設置する。また、支援者同士を繋ぐネットワーク会議等を企画し、交流を図る。
- 困窮者支援のノウハウの共有や事例発表、支援員のメンタルケア、支援員の資質向上のための研修会や意見交換等を継続的に実施する。
- これらを運営するための事務局を設置し、中間支援組織等の安定化・自立化を図る。



広域的な支援者ネットワーク(例)

※都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略
※令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。



(凡例)
◎: 分野を特定しない支援者ネットワーク
○: 自立相談支援機関のネットワーク
●: 就労支援のネットワーク

会費制により活動している千葉県などの例はあるものの、多くはボランティアな活動による運営となっており、活動基盤が脆弱かつ継続的な活動が困難。

3 実施主体等

○実施主体：都道府県 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2

※ 事業メニューは、令和5年度補正予算(都道府県研修実施体制等整備加速化事業)の事業内容を継続。

令和7年度概算要求額 732億円の内数（-億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められており、令和5年度には初任者向け研修の全カリキュラムの見直しの実施、令和6年度において、新カリキュラムによる初任者研修の実施、研修体系の設計、現任者向け研修の内容検討を行うこととしている。令和7年度の現任者向け研修の実施により、研修の見直しが完全実施されることとなる。
- 令和7年度は、令和6年度に設計する研修のカリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を全国6ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施し、高度な専門人材の育成を目指す。
※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

2 事業の概要・スキーム

- ステップアップ研修を全国6ブロックで実施する。

【カリキュラム・イメージ】集合型で実施

1日目	共通課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困窮制度の理念の確認と振り返り ・ 支援における地域づくりの視点を深める ・ 後輩相談員や部下に対するスーパーバイズを掘り下げる ・ 支援員や自身のメンタルヘルスについて
	任意事業1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労（準備）支援事業 (被保護者に係る就労支援員・被保護者就労準備支援事業支援員も参加可)
2日目	任意事業2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計改善支援事業 (被保護者に係る被保護者家計改善支援事業支援員も参加可)
	任意事業3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業（被保護者向け事業の支援員も参加可）
3日目	任意事業4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの学習・生活支援事業（保護関連支援員も参加可） (被保護者に係る子どもの進路選択支援事業支援員・被保護者向け事業の支援員も参加可)

※カリキュラムについては令和6年度末に確定

※企画協力都道府県を輪番で決め、会場手配協力・企画助言を行う。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

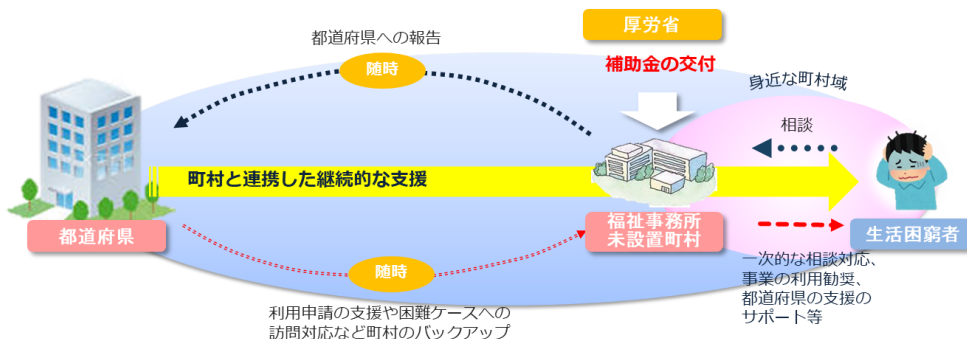
困窮補助金

1 事業の目的

- 自立相談支援事業は実施主体が福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、今般の制度見直しにおいては「福祉事務所未設置町村においては、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、引き続き一次的な相談窓口の設置等の窓口機能の充実を推進していくことが必要(※)」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。
※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)
(注) 合わせて、基本基準額について、自立相談支援事業の基本基準額を踏まえた額に見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。
(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所未設置の町村：885自治体 ○ 負担割合：国 3 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4
- 実施自治体数(令和5年度)：54自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体を実施

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数（-億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活福祉資金の貸付業務については、令和2年に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、令和6年度までにマイナンバーによる情報連携をすることとされており（※）、また、規制改革推進会議や行政改革推進会議からは、オンライン化を含む制度・運用の在り方の検討が必要と指摘されている。一方で、貸付の実施主体である都道府県社会福祉協議会（社協）においては、未だに申請受付から貸付決定まで、基本的に紙ベースで運用されている。※コロナ特例貸付の対応により業務負担が増大したため、情報連携の実施時期については、今後社協の事務効率化とあわせて検討することとされている。
- これらを踏まえ、運用の見直しを行っており、令和6年度までに行われた業務標準化等の検討内容を踏まえ、
 - ①令和8年度の社協における実証事業の実施に向けて、申請～貸付決定までの手続きについて、システムの設計・構築のための要件整理を行う。
 - ②既存の債権管理システムについて、新たなシステムとのデータ連携等、オンライン化を見据えた基盤更新を行う。

2 事業概要・システム構成イメージ・スキーム

- ① 生活福祉資金貸付事務のオンライン化に向けたシステム要件整理を行うとともに、実証事業の実施に向けて社協等関係者との調整等を進める。

○ システム要件整理

- ・ 借入の相談から貸付審査・決定、貸付期間中の支援までについて、マイナンバーによる情報連携を活用しながら、オンライン化するために、各社協で構築するシステムの要件を整理する。

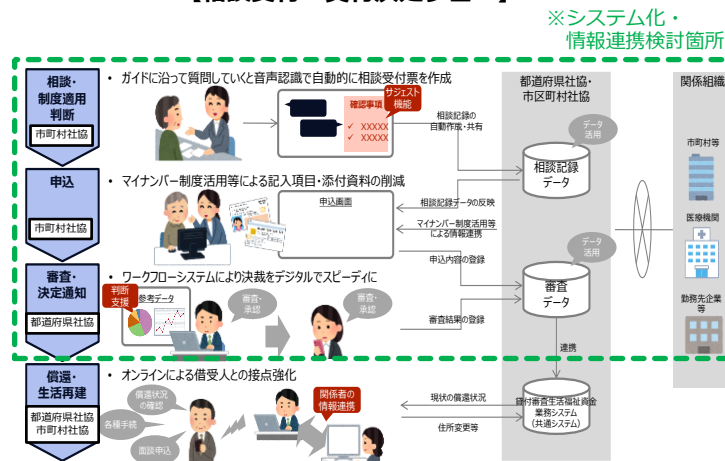
○ 実証事業の実施に向けた調整

- ・ 実証事業の実施に向けて、各社協と実証実施への参加調整等を行うとともに、実施方法やスケジュールを調整する。

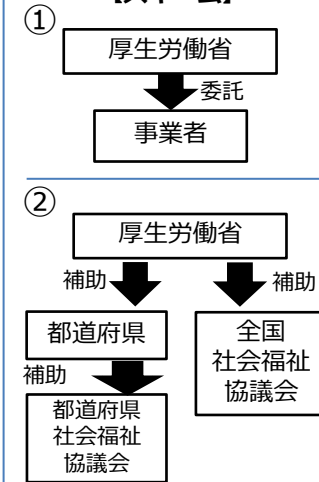
- ② 「貸付審査生活福祉資金業務システム」について基盤等の更新を行う。

- ・ R7.4に更新時期を迎える「貸付審査生活福祉資金業務システム」について、基盤の更新を行う。

【相談受付～貸付決定フロー】



【スキーム】



3 実施主体等

- 実施主体：①国（委託費）、②全国社会福祉協議会、都道府県（補助率10/10）

令和7年度当初要求額 18億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

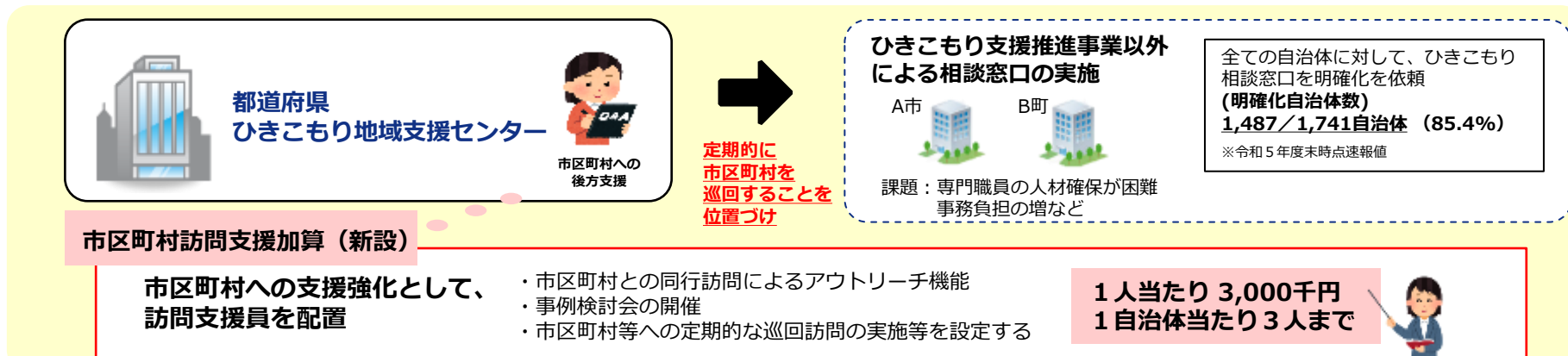
困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した事業が行われるよう推進に努めている。内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各市区町村に対して本事業の実施を推進するとともに、少なくとも「ひきこもり相談窓口を明確化」することを求めており、本事業を未実施の市区町村では様々な既存の相談窓口でひきこもりの方等への相談支援を行っている。こうしたひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制を各自治体に整備していく必要がある。
- このため、本事業を実施していない市区町村に対しては、これまでの後方支援を拡充し、定期的な巡回を新たに位置づけて相談の状況把握や支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問やケース対応などに取り組むなどの伴走型支援に必要な専門職員を配置し、ひきこもり当事者や家族からのニーズを全方位的にカバーする支援体制を構築していく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業以外で「ひきこもり相談窓口を明確化」している管内市区町村に対して、支援者へのサポートを目的に、定期的な巡回により、相談支援の繋ぎやフォローアップ、同行訪問によるアウトリーチ機能の強化、事例検討会の開催などを実施する。



令和7年度概算要求額 47億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率：1/2,2/3,10/10>

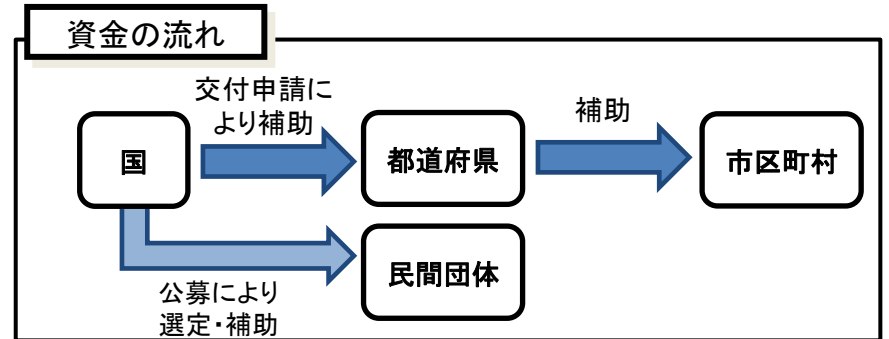
- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- **こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施（拡充）** 等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率：10/10>

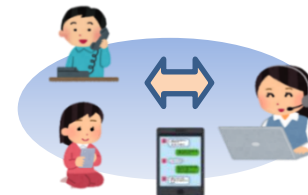
- ・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援
- 等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム事業
の更なる推進



令和7年度概算要求額 53億円の内数（37億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

（53億円の内訳）
 地域自殺対策強化交付金 47億円
 調査研究等業務交付金 6.2億円

1 事業の目的

- 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、令和5年度から開始したモデル事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する（支援自治体数を拡充）。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了：地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和7年度概算要求額 6.2億円（6.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

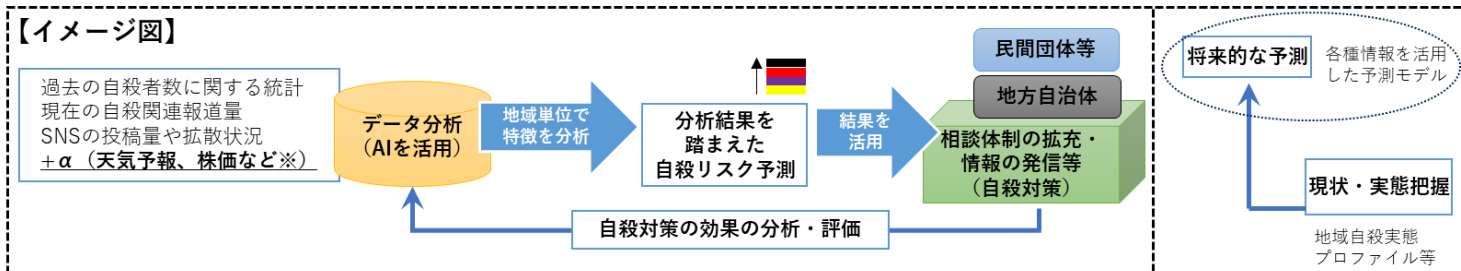
- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進するにあたっては、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の内容も踏まえ、実践的かつPDCAサイクルを踏まえた自殺対策の実現が必要である。現状として、自殺統計、地域自殺実態プロファイル等による実態把握等は進められてきているものの、これらのデータ等を活用した地域における自殺リスクの予測やその結果を踏まえた対策を行うといった仕組みは整備されていない。
- このため、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法について検討を行うことが必要であるため、調査研究等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策のDX化の推進（多様なデータ等を活用した自殺対策の検討）】（拡充）

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- 令和7年度においては、令和6年度に引き続き、自殺対策におけるデータの利活用やPDCAサイクルの活用の有効な方法の検討を進めていく。
- また、併せて、得られたデータ等をどのように提供できるかを検討するため、各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測を実施するとともに、それらを活用した自殺対策の取組の自治体への提案を試行的に実施していくことにより、令和8年度以降の自殺対策のDX化の実装を目指していく。
- 令和7年度予算要求においては、これらの実施に伴う検討会の開催、自治体での試行実施、基礎資料の収集・整理等に係る予算を要求する。

【イメージ図】



3 実施主体等

【実施主体】
厚生労働大臣指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」

【交付率】10/10

令和7年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 28億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

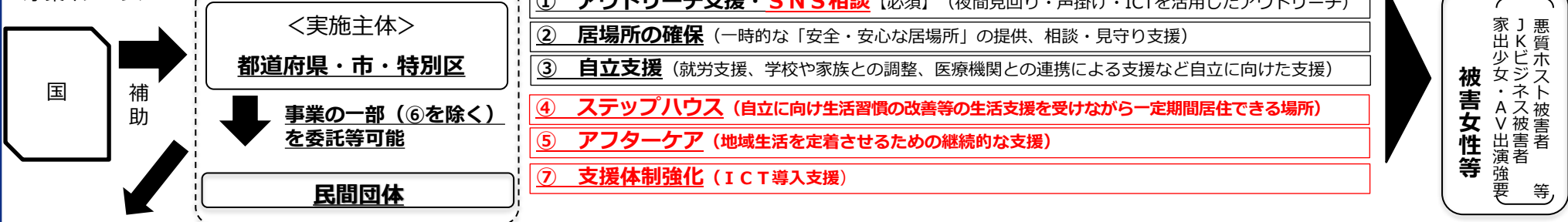
(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間支援団体の連絡・調整）

※①～⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市（特別区含む）

補助率：国 1/2、都道府県・市（特別区含む） 1/2

補助単価案：1か所あたり年額 50,759千円※（1）～（6）全て実施の場合

<事業実績>

令和4年度：3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体

令和5年度：5自治体（東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市）、9団体

令和7年度概算要求額 **27**億円（**27**億円） ※（）内は前年度当初予算額

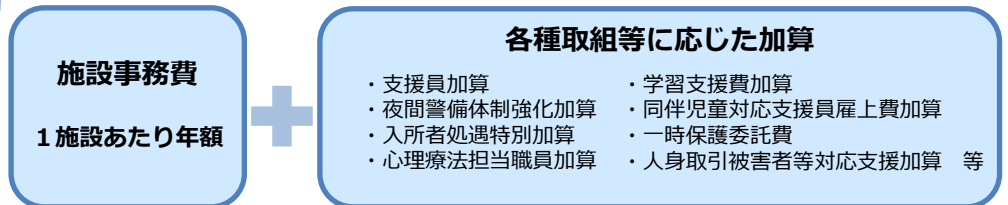
1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

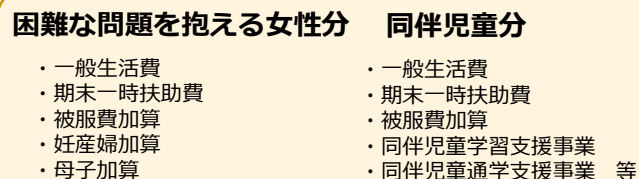
2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費

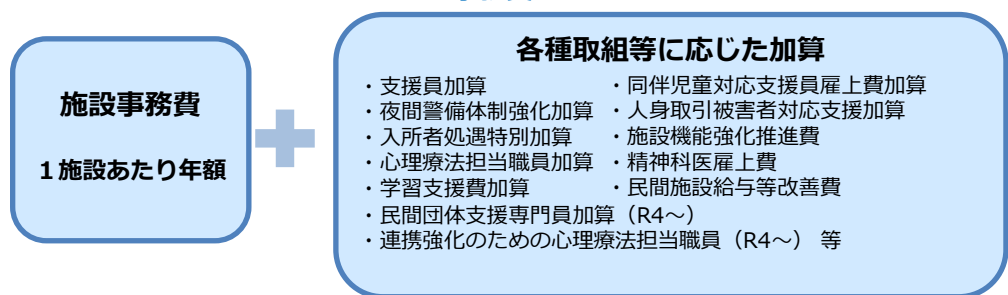


事業費

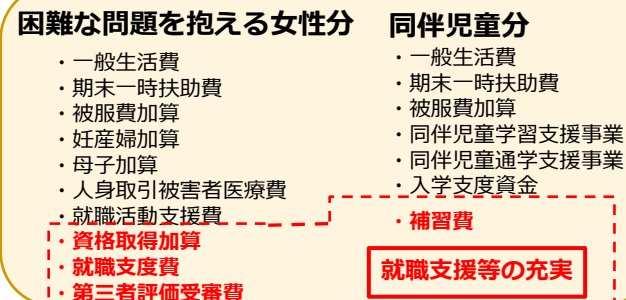


＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費



事業費



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国5/10、都道府県・指定都市5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率） 国5/10、都道府県5/10

令和7年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 28億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

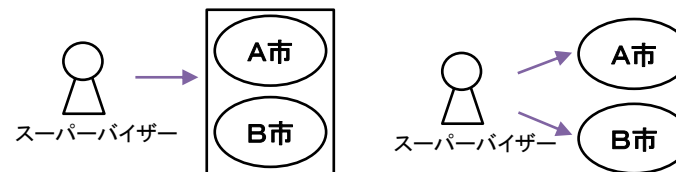
①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センター設置指定都市含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援センターを対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

- ①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】国 1 / 2（都道府県・市町村（特別区含む） 1 / 2）
- ②【実施主体】都道府県・女性相談支援センター設置指定都市
【補助率】国 1 / 2（都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市 1 / 2）

令和7年度概算要求額 27百万円の内数（1.1百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※令和7年度以降の国研修のイメージ

	国		都道府県
実施者	国(委託事業者)	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当者)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援事業の重要性、役割等目的・理念をしっかりと理解し、組織全体における支援のあり方を考える。組織の職員のマネジメント等も学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	女性支援事業の重要性、役割等目的・理念を学んだ上で、地域の特性を活かした個別事案等の具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会(テーマ別、機関別) ※テーマについては、アンケートを実施し、参加者のニーズに応じて内容を検討。	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習。 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習。	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会(テーマ別または機関別)
日程等	1～2日間	①2.5日 ②2日	2日間

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（職階問わず。事例発表等の自己研鑽の場）、女性相談支援員全国研究大会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国（国立保健医療科学院または委託）

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

令和7年度概算要求額 9.2億円 (7.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた **KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

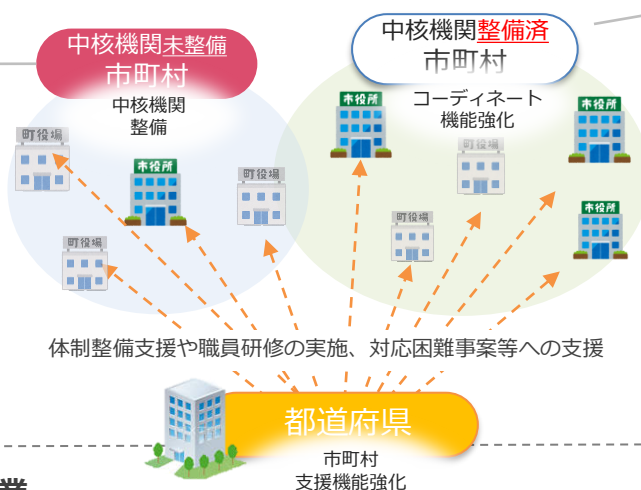
－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和5年4月1日現在 1,070市区町村)



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2
【加算】① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和5年4月1日現在 35都道府県)

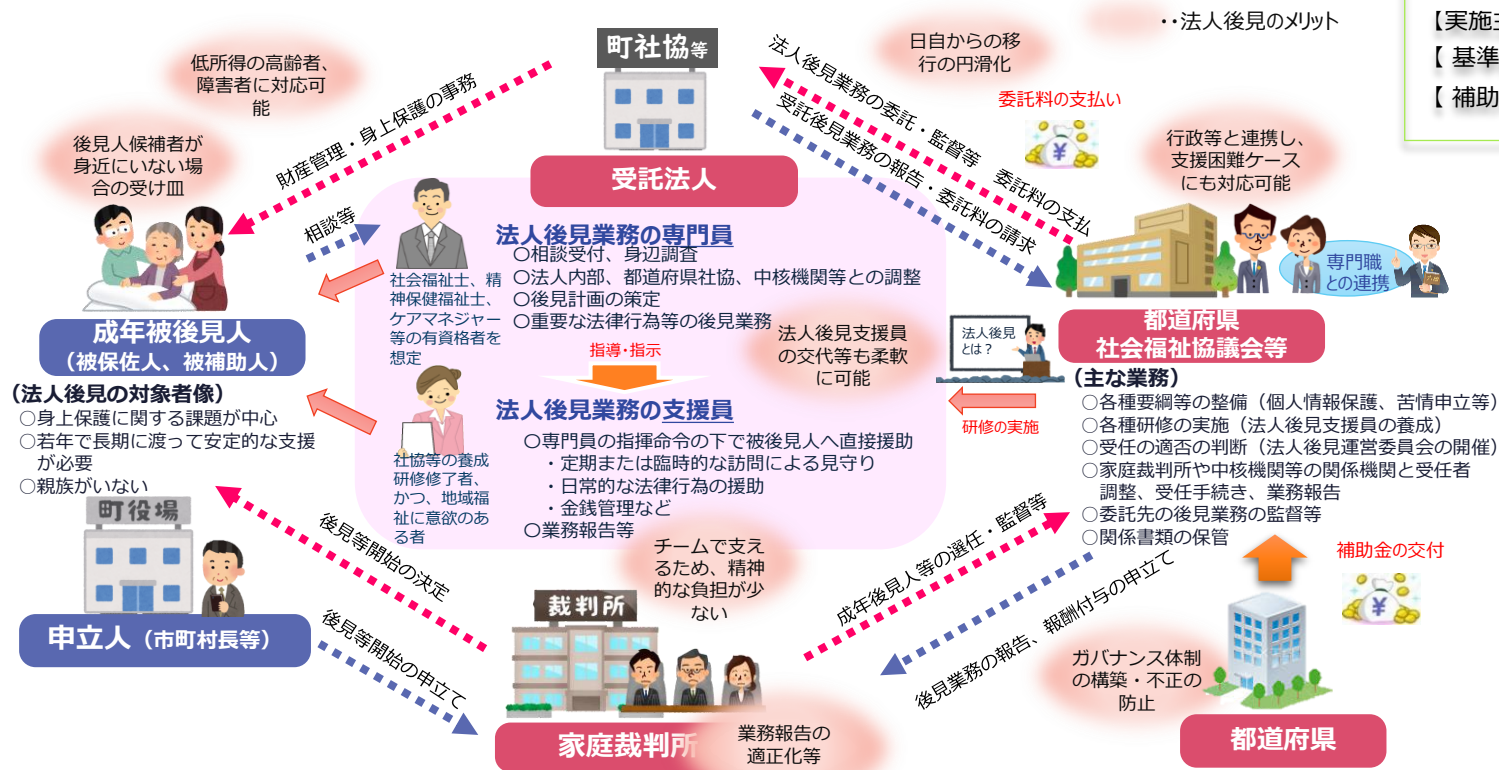
〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組 (最大10,000千円)
2：10,000千円
〈補助率〉1/2

1：【必須】① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

2：【新メニュー】法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- 法人後見については、成年後見制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、**比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していくことが必要。**
- しかしながら、法人後見は成年後見等において全体の**10%程度**にとどまっており、町村部、とりわけ、離島や山間地など成年後見制度の利用ニーズがそれほど顕在化していない地域については、**法人後見の担い手の空白地域**になっているものと考えられる。
 - ※ 組織の公共性・継続性が高く、日常生活自立支援事業の実施等を通じて判断能力が不十分な方の支援のノウハウを有する社会福祉協議会による後見活動については、利用者の安心感確保にもつながるため、更なる推進が期待されている。
- このため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践をもとに、令和7年度以降、**都道府県社協等が法人後見を受任し、被後見人への直接的な支援を、市区町村社協や家族会、社会福祉法人、NPO法人など被後見人の身近な地域に所在する民間事業者等が受託して実施する取組（法人後見（業務委託型））を全国に拡げていくことにより、全国どの地域においても、判断能力が不十分な人がその意思、特性、生活状況等に合わせて多様な選択肢から適切な後見人等を選任・交代できるような体制の整備**を目指す。

◆ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組のイメージ



令和7年度概算要求額 1.3億円 (0.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用**した効果的な**支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の实情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体

都道府県社協

場面①



支援チームの編成と支援環境の調整

場面②



本人への説明

場面③



本人を交えたミーティング

意思決定支援研修の実施



市民後見人・親族後見人等



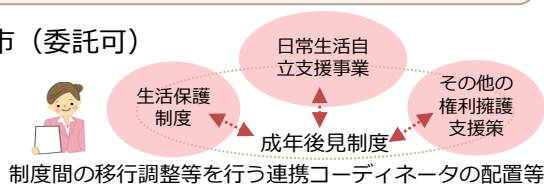
市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者

対応力アップ

○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。**

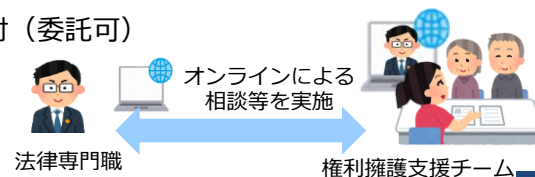
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援を受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る。**

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2



困窮補助金

令和7年度概算要求額 5.3億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

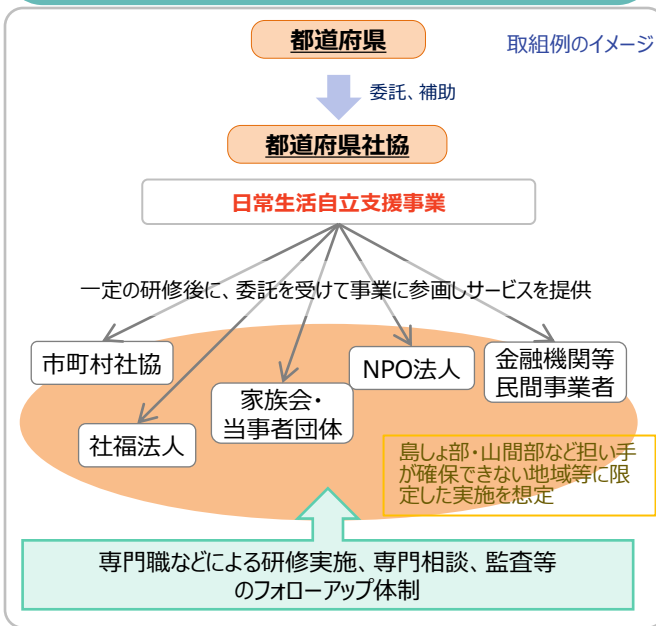
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

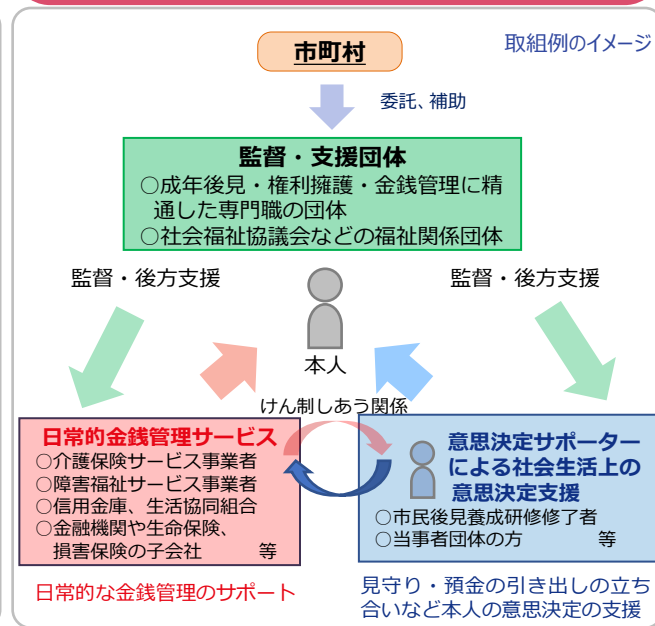
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】 3/4

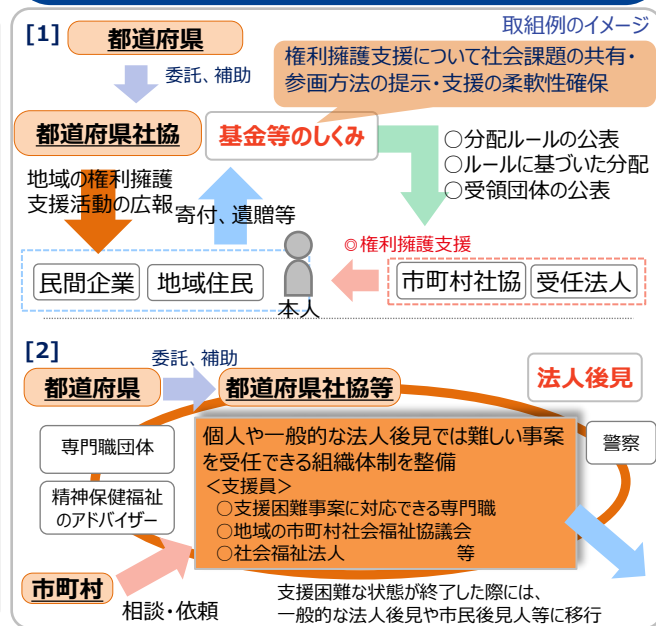
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

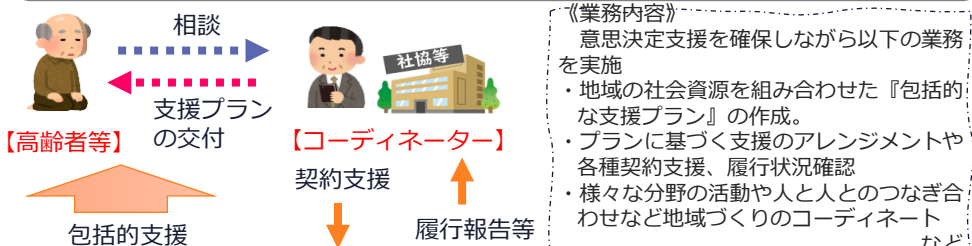
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。**

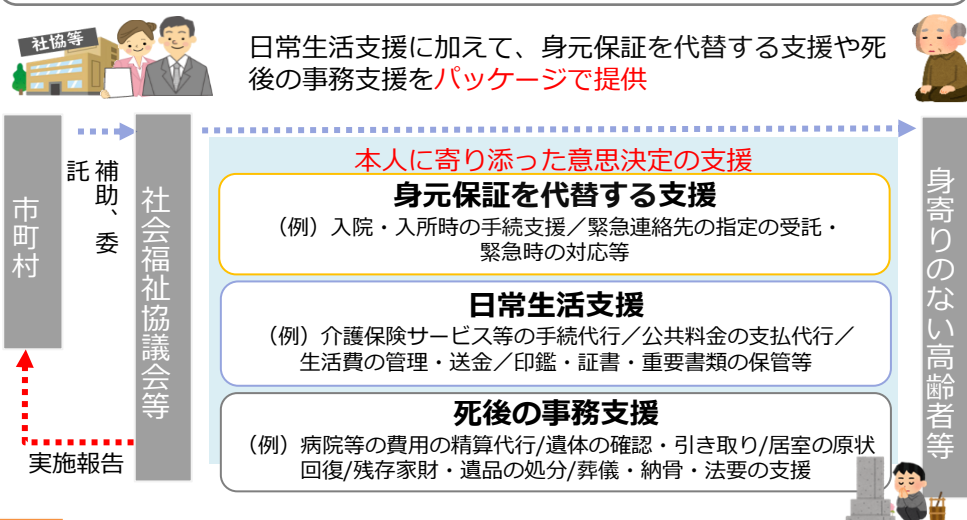


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。**



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

令和7年度概算要求額 **3.1**億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- そのため、今般の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村（福祉事務所）に対し、必要な助言等の支援を行う仕組みが創設された。
- こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備のほか、医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修実施といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

2 事業の概要・スキーム

①都道府県による広域的取組

- ・データ分析ツールによる分析結果を踏まえた上で、地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（委託可）
- ・優先的課題と目標の設定
- ・関係団体との連携体制
- ・進捗状況の把握や取組結果の評価

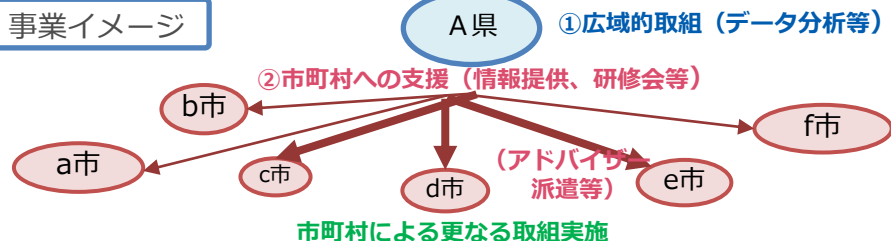
②都道府県による市町村への支援

- ・①に基づく情報の提供
- ・研修会（先行的取組の横展開）、アドバイザー派遣
- ・職員（CW）研修 等

市町村による更なる取組実施

- ・健康管理支援の効果的・効率的実施
- ・医療扶助の適正実施

事業イメージ



3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

- データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

<都道府県による支援の例>

- ・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
- ・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
- ・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

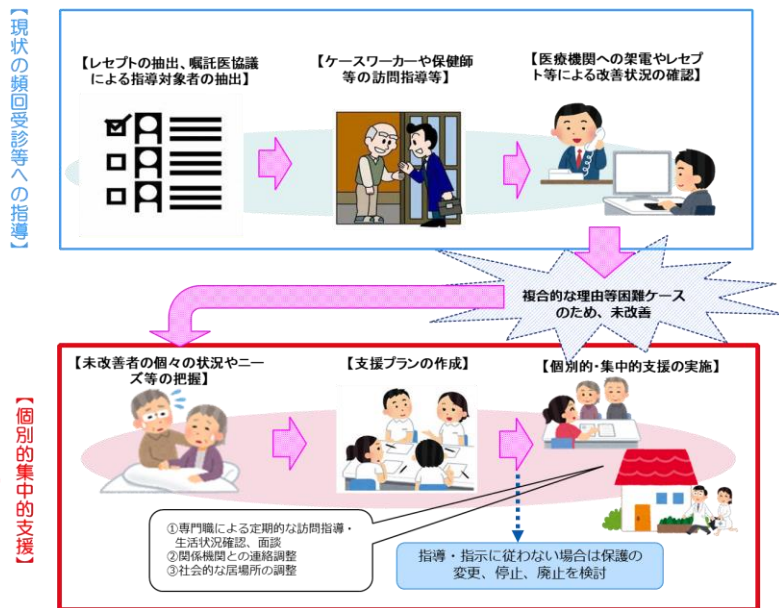
令和7年度概算要求額 2.5億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 福祉事務所においては、従前から頻回受診者や多剤・重複処方者に対し、その健康状態の改善に向けた指導を実施しているが、指導によっても改善が見られない者（以下「未改善者」という。）の中には、精神疾患や認知症等、複合的な課題を抱えているケースも多く、多様な関係機関との連携・調整が必要となることなどから、ケースワーカー等の単独では対応が困難な場合がある。
- また、頻回受診については、その原因の1つとして社会的孤立や精神的不安があり、病院以外の社会的な居場所につないでいくことが必要との指摘がなされている（令和5年12月社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書）。
- 医療扶助の適正実施を図るためには、現在の被保護者健康管理支援事業による取組に加え、未改善者に対するアプローチを強化していくことが必要であり、未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別のかつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

【実施主体】福祉事務所設置自治体

【補助率】3/4

- 福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。
- こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別の支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。
 - ① 未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成
 - ② 専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整
 - ③ 本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源（社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など）の紹介、参加調整等の支援 等

令和7年度概算要求額 **2.4億円**（-）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

事業の目的

- いわゆる「貧困ビジネス」対策としては、福祉事務所による生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、その生活実態の把握や居住環境の確認に努めているところであり、① 住環境が著しく劣悪な状態にある、② 居室の提供以外のサービスの利用（※）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行っている。

（※）キャッシュカードの預かりなど

- また、生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われ、さらに、今般の法改正においては、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。
- これまでの取組に加え、今般の法改正や附帯決議の内容も踏まえた上で、以下の事業を実施する。

【参考】生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（R6.4.16 参議院厚生労働委員会）
三、貧困者の窮迫に付け込む貧困ビジネスの実態と原因について把握し、必要な対策を講ずること。

取組の全体像

生活保護受給者への対応

- ①福祉事務所の取組を支援
- ②指導監査体制の強化による適切な指導、助言の実施

無料低額宿泊所への対応

- ③無料低額宿泊所の所管課への補助事業創設

いわゆる「貧困ビジネス」への対応 取組の内容等

生活保護受給者への対応

①福祉事務所の取組を支援

所要額 **85,223** 千円

ケースワーカーの訪問活動等により把握された、自立を阻害するおそれのある不適切な物件に関しては、現に入居している要保護者への転居指導等を行うとともに、こうした物件等を福祉事務所においてあらかじめ把握し、関係機関等と情報共有しておくことは、要保護者等がいわゆる「貧困ビジネス」の被害に遭うことを未然に防止するうえで有効である。福祉事務所が未然防止策の一環として、以下 i) ~ iv) の業務に重点的に取り組む場合を支援。

- i) 不適切物件等に入居している被保護者への転居支援（居室の提供以外のサービスを強要されている場合などには、被保護者の自立を阻害する物件や施設の確認、契約相手方との交渉への同行、法テラスや無料法律相談等への利用勧奨等を行う。）
- ii) i) に該当する物件や施設に関する情報を収集するとともに、自立相談支援機関等への提供及び都道府県への報告
- iii) 居住支援協議会を通じた不動産事業者への啓発
- iv) 居住支援法人の指定・監督を担う部局との情報共有や連携

【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：3/4】

②指導監査体制の強化による適切な指導、助言の実施

生活保護指導監査委託費

ケースワーカーが生活保護受給者を訪問する際に、住環境が劣悪な状態にないか、居室の提供以外のサービスの利用を強要されていないかなどの状態にないかを確認し、適切な指導、助言を行うよう、都道府県等本庁の指導監査体制を強化（※1）するとともに、あらたに生活保護法施行事務監査事項の主眼事項に位置づけ（※2）、監査において確認を行うことで、実効性を確保する。

※1 都道府県等本庁の生活保護指導職員の増員要求に係る経費（詳細は「生活保護指導監査委託費」を参照）

※2 「生活保護法施行事務監査の実施について」等の一部改正（予算非関連）

無料低額宿泊所への対応

③無料低額宿泊所の所管課への補助事業創設

所要額 **150,878** 千円

新たな補助事業として、都道府県等（無料低額宿泊所所管課）が、福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対し、不適切な事例への対処方法を研修等を通じて周知するなど、管内担当職員の質の向上に資する事業を実施する場合を支援。また、研修等を実施するに当たり、事例収集を行うとともに、得られた事例は管内のみならず、近隣都道府県間においても情報共有を行う（これにより広域的に事業を行う事業者や、短期間で事業地を移動する事業者を把握）。

【実施主体：都道府県等 補助率：1/2】

（被保護者就労準備支援等事業の一部見直し）

令和7年度概算要求額 31億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 被保護者の中には、疾病等により失業し、長期間不就労状態の者や、対人能力や社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業までに中長期の支援が必要な者も多く、就労に向けた準備として、就労意欲喚起や基礎能力の形成等を支援することが重要。このため被保護者に対して就労意欲喚起や基礎能力の形成等を支援する「被保護者就労準備支援事業」を実施するなど各種事業に必要な経費を要求する。
- ※ 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律施行後の生活保護法において、令和7年度から被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業が創設されるとともに、福祉事務所が認めた被保護者については、生活困窮者自立支援制度における就労準備・家計改善・居住支援事業が利用できることが規定された。

2 事業の概要・スキーム

【主な事業内容】

- 被保護者就労準備支援事業
就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う
- 被保護者家計支援事業
家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う
- 被保護者地域居住支援事業
居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供及び助言等を行う
- 個別支援プログラム実施事業
自立支援プログラムにおいて明確化された自立支援の方向性について、支援の具体的な内容、実施の手段等を定め、個別支援プログラムとして整備し、実施する
- 子どもの進路選択支援事業
生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行う

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 ※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】国：2/3 実施主体：1/3 （ただし、個別支援プログラム実施事業の補助率は国：1/2 実施主体：1/2）

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

令和7年度概算要求額 **41**億円（－） ※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 **52**億円

1 事業の目的

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

急速な少子高齢化の進展により、介護が必要となる方の急速な増加が見込まれており、介護ニーズの複雑化・多様化に対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成は喫緊の課題である。専門的な知識やスキルを身につけたより質の高い介護人材の養成を加速化し、更なる介護人材の確保・定着を図るためには、介護福祉士を目指す学生が安心して修学できる環境づくりとして修学期間中の学費等を支援する本事業の安定的かつ信頼性のある運営実施が重要。

そのため、安定的な事業継続に必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的かつ信頼性のある運営体制を確保する。

【参考：新規貸付決定件数(実績)】※ R5年度より当該年度に貸付が行われた件数(人数)の実績を記載

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護福祉士修学資金	2,310	2,472	3,270	4,025	4,342	4,041	6,198
うち外国人留学生	47	388	1,269	1,750	1,966	1,788	2,584

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム

【実施主体】都道府県が適当と認める団体
【補助率】 国9 / 10

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額（上限）
 - ア 学 費 5万円（月額）
 - イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
 - ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
 - エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等
- 貸付期間
養成施設に在学する期間（1～2年以上）



学校



介護福祉士養成施設の学生



地方自治体

貸付・支援

（国家試験合格後）介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事



（他産業に就職又は未就労）

福祉・介護の仕事

5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事
⇒借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



（途中で他産業に転職、自己都合退職等）

借り受けた修学資金を
実施主体に返済。

令和7年度概算要求額 78百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル（例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等）事業を実施。
- このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。

1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築

- 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者（※）のマッチングを実施。（※未経験者は有償ボランティアなどで参加）
- WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。
- 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋がるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。

2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施体制の構築

都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

◆主な対象経費：マッチング機能導入経費、モデル検討会議の開催経費（旅費、謝金、会場費） など



令和7年度概算要求額 社会事業学校施設整備費 3.6億円 (－) ※令和5年度補正予算額 5.8億円
社会事業学校経営委託費 4.6億円 (4.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域共生社会を支える福祉人材として指導的社会福祉従事者を養成するための専門教育機関として日本社会事業大学に運営を委託しており、運営にあたり学生が経済的理由から大学進学をあきらめることのないよう、土地及び建物・設備を国有財産としている。
- 当該建物等については、**平成元年の竣工から36年が経過し、老朽化が進んでおり、長期的な施設利用のために必要となる修繕計画の策定及び改修工事の実施、大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。**

2 整備の内容

① 中長期修繕計画の策定(庁費) 0.6億円【新規】

これまでの修繕工事については、部分修繕を対症的に行ってきたが、老朽化が進んでおり、大規模な修繕が想定されることから、大学整備全体の現状整理を行った上で、計画的な整備を行うために必要な中長期の修繕計画を策定する。

※ 修繕計画の策定は、各種工事を実施している国交省関東地方整備局から支出委任を受けるための必要条件として指摘されている

② 外壁・防水改修工事の実施(工事費) 3億円【新規】

平成元年竣工の図書館棟、厚生棟については、平成12年の外壁改修以来24年が経過し、防水シートやシーリング、吹付タイル等の剥離、コンクリートのひび割れ等がみられ、漏水や内部鉄筋の露出、錆等が確認されているため、建物の維持のため喫緊に必要となる外壁・防水の改修工事を行う。

※ 外壁・防水工事は令和3年度に設計済みであり、令和5年度から順次工事を実施

③ Wi-Fi設備の増設(委託費) 0.2億円【拡充】

オンライン授業の高度化により現行の通信環境では脆弱な状態であり授業に支障が出ていることから、授業環境の改善を図るため、設備を増設を行う。

④ Windows10サポート終了に伴うPCの更新(委託費) 0.3億円【拡充】

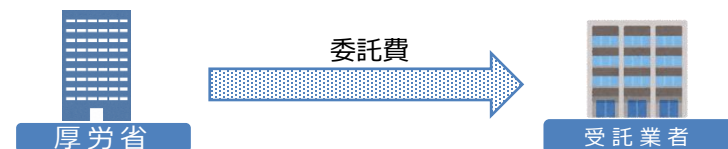
授業や大学の事務処理に使用しているPCのOSであるWindows10は2025年10月にサポート終了となる。使い続けることにより個人情報の漏えいやアプリケーションの使用ができなくなるリスクが高まり大学運営に支障が出ることから、PCの更新を行う。

3 実施主体等

【実施主体】厚生労働省 【補助率】 10 / 10

【補助金等の流れ】

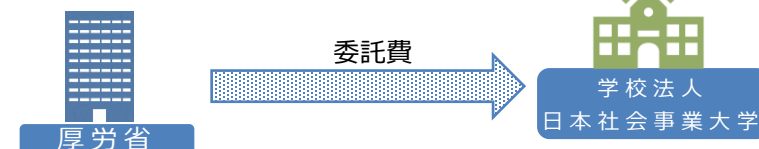
《①の場合》



《②の場合》



《③及び④の場合》



令和7年度概算要求額 **2.0**億円 (1.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県福祉人材センターは、無料職業紹介、職員の確保に関する事業所への相談支援や福祉の仕事に関する啓発活動など、福祉人材確保に関する取組を行っており、民間職業紹介事業者等が担うことのできない事業の実績・事業手法を有している。
- 他方で、各人材センターが効果的な事業を実施するためには、地域における人材確保対策の中で、地域の各施策・関係諸機関と連携して取組を進めていくことが不可欠。
- 福祉人材センターが、その強みを生かした、関係者との連携構築や定着促進を図る取組みを行う事業に対して支援を行う。

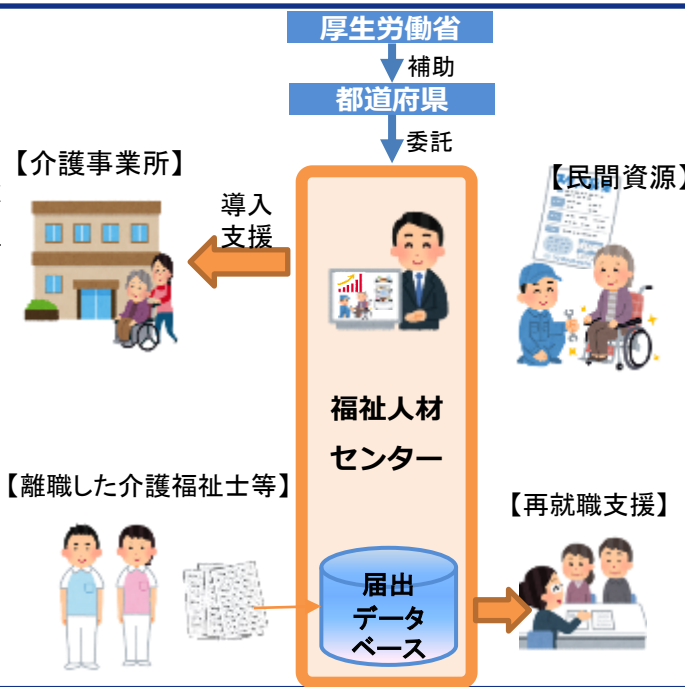
2 支援の事例

○ 介護事業所に対する民間資源(業者)等の導入支援

- ・ 専門職に限らず柔軟な働き方ができる求人や福祉機器等の導入を目指している介護事業所に対して福祉分野との関わりが少ない民間資源(業者)を繋げ、導入の支援などを行う事業の補助

○ きめ細かなマッチングの強化と定着促進

- ・ 離職した介護福祉士等の届出が努力義務であることから事業所を通じて周知を図るとともに、当該制度を活用して、届出の際の離職事由(職場の人間関係による離職など)を踏まえて、本人にアプローチを行い、対面等により本人の状況を踏まえたきめ細かな再就職(復職)支援等を行う事業の補助



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県 (委託先: 都道府県福祉人材センター)

【補助率】 1 / 2

令和7年度概算要求額 8.0億円の内数(5.6億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業は、介護分野における特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うもの。
- 特定技能制度の運用に関する基本方針(閣議決定)において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受けて、分野別運用方針(閣議決定)において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
- 令和6年度から5年間の特定技能の受入れ見込数を踏まえ(※)、令和7年度の特定技能試験(介護技能評価試験・介護日本語評価試験)の試験会場の拡充などを行う。

※ 特定技能制度の令和6年度から令和10年度末までの受入れ見込数は、これまでの5万900人から13.5万人へ大きく増加。

2 事業の概要

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

➢ 試験方式

コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式

➢ 試験実施対象国

日本国内(47都道府県) フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナムにおいて実施中(令和6年3月末現在)

※ 日本国内及び海外12カ国で試験を実施してるところ、海外の試験地や試験会場の拡充などを行う。

2. 試験実施に必要な業務の実施

➢ 試験実施対象国の試験会場の手配

➢ 試験実施環境(不正防止、試験監督体制等)の整備

➢ カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務

➢ 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題CBT化の業務 など

3 実施主体等

◆ 実施主体：試験実施機関 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：試験会場借料費、試験会場における業務委託料 など

令和7年度概算要求額 8.0億円の内数(5.6億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護サービスの質の向上という観点から、介護福祉士資格を外国人介護人材に取得してもらうことは重要。特に平成31年から導入された人手不足対応を制度趣旨とする特定技能については、5年の間に介護福祉士国家試験に合格し、国家資格を取得しないと帰国しなければならない仕組みであるため、現在、日本の介護現場で働いている方に対するより一層の支援を進め、資格を取得させ、日本の介護現場でより長く働けるようにすることが重要。
- このため、令和6年度より、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の取得を促す取組を実施している。
- 在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取組を実施。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- ▶ 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶ 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶ 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶ 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義及び演習等を行う。

- 上記取組に加え、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組に対する支援メニューを盛り込むことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

- ・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援
 (外国人介護人材の資格取得支援講座を実施していない各地域の課題などを把握するとともに、当該地域の資格取得支援機関に対して、カリキュラムの策定や講師選定に係る助言など資格取得支援講座開催に向けた支援を行う。)
- ・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築
 (外国人介護人材の資格取得支援講座の開催に必要な知識・ノウハウや、関係機関との連携体制の構築に向けた工夫等の共有を行う会議を実施する)



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間団体
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 主な対象経費：WEBコンテンツの開発・運用費、講習会会場における業務委託料 など

令和7年度概算要求額 外国人介護人材受入・定着支援等事業 8.0億円の内数 (5.6億円の内数)

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業 1.2億円 (0.9億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をPRすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。
- 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

1. 情報発信 (WEBやSNSを含む)

▶ 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

2. **【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築 (外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化)**

▶ **日本で就労経験のある帰国者 (外国人介護労働者) を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。**

3. 相談支援の実施

▶ 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。

4. 巡回訪問等の実施

▶ EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。

5. その他の相談支援等

▶ 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

「Japan Care Worker Guide」の運営 海外向けのオンラインセミナーの開催



3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など

令和7年度概算要求額 1.2億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。
- 海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う（外国人介護人材の日本の介護現場への受入れを促進するための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

【補助率】 国2/3、県1/3

【主な対象経費】 海外の送り出し機関との関係構築に向けた事前準備・調整に係る費用、日本の介護に関するプロモーション費用 など

【補助金の流れ】



令和7年度概算要求額 1.1億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）において、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」とされている。
- 外国人介護人材の中には、日本語をまだ上手に話すことができない状態で入国する方がおり、今後さらに増加が見込まれる外国人介護人材が介護現場で就労する際、言葉の壁は外国人・受入事業所双方にとって大きな課題である。
- そのため、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する（外国人介護人材が日本の介護現場で長く働いてもらうための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

- 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【主な対象経費】 ツール等の購入費・保守サポート費、ツール等導入に関する研修開催費 など

【補助金の流れ】



令和7年度概算要求額 4.5億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。加えて、制度趣旨を踏まえて社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援し、社会課題に対する効果的な連携推進法人の取組みを促進する。
- また、これらの法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を新たに補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）・町村
- 補助率：定額補助



メニュー	
1. 社会福祉法人等関係者会議開催事業	① 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催 (1カ所あたり1,000千円) 【拡充】
2. 社会福祉連携推進法人設立支援事業 ※②③のいずれか又は両方を実施	② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援 (1回限り、1,500千円) 【単価拡充】 → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
	③先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施 (1回限り、上限1,000千円) 【拡充】 → 社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、以下のような先駆的な取組と経営効率化の取組※を行う場合に補助する。 ▶ 社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援 ▶ 地域課題を踏まえた法人後見の実施 ※計画に基づくICTの活用等による経営効率化のための取組 (効率化計画の策定・実施後の評価・公表を必須とする。)
3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業 ※④⑤は必須メニュー、⑥⑦の実施は任意	④ 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 【年間4,000千円】
	⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 【原則2カ年】
	⑥ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 (1回限り、3,200千円)
	⑦ ICT技術導入支援 (1回限り、2,000千円) → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ICT技術を導入する。

令和7年度概算要求額 293億円（283億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

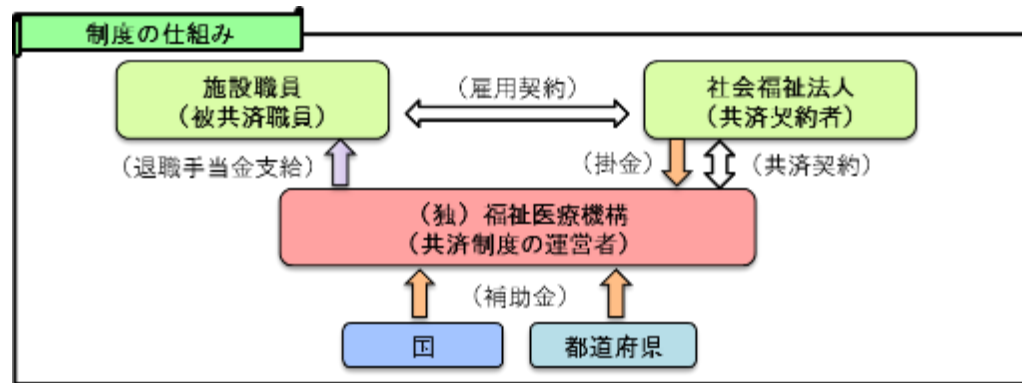
※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構

○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	26,454,481	26,371,517	27,377,590	28,271,524

独立行政法人福祉医療機構運営費

拡充

推進枠

令和7年度概算要求額

独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金 13.3 億円（8.6億円）※（）内は前年度当初予算額
うち新型コロナウイルス感染症対策関連経費（債権管理事務費等）：11.9 億円

独立行政法人福祉医療機構共済勘定運営費交付金 6.8 億円（6.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 独立行政法人福祉医療機構の事業の運営に要する経費（業務経費等の事務費、人件費）に充てるために交付するもの。
- 令和7年度要求にあたっての課題は以下のとおり。
一般勘定運営費交付金については、新型コロナウイルス対応支援資金（令和5年9月末に新規申込受付終了）の既往貸付の債権管理等に要する業務経費の確保。

2 事業の概要

- 次の事業に必要な運営費を交付する。
 - ①一般勘定：福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業
 - ②共済勘定：社会福祉施設職員等退職手当共済事業

3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構

○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度	令和6年度
	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	当初予算額
一般勘定	1,081,914	564,520	1,646,434	764,016	196,900	960,916	1,004,649	864,107
共済勘定	638,460	—	638,460	731,856	2,001,055	2,732,911	684,301	684,280
合計	1,720,374	564,520	2,284,894	1,495,872	2,197,955	3,693,827	1,688,950	1,548,387

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

令和7年度概算要求額 **1.4億円（1.5億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 福島県が適当と認める団体 補助率: 10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

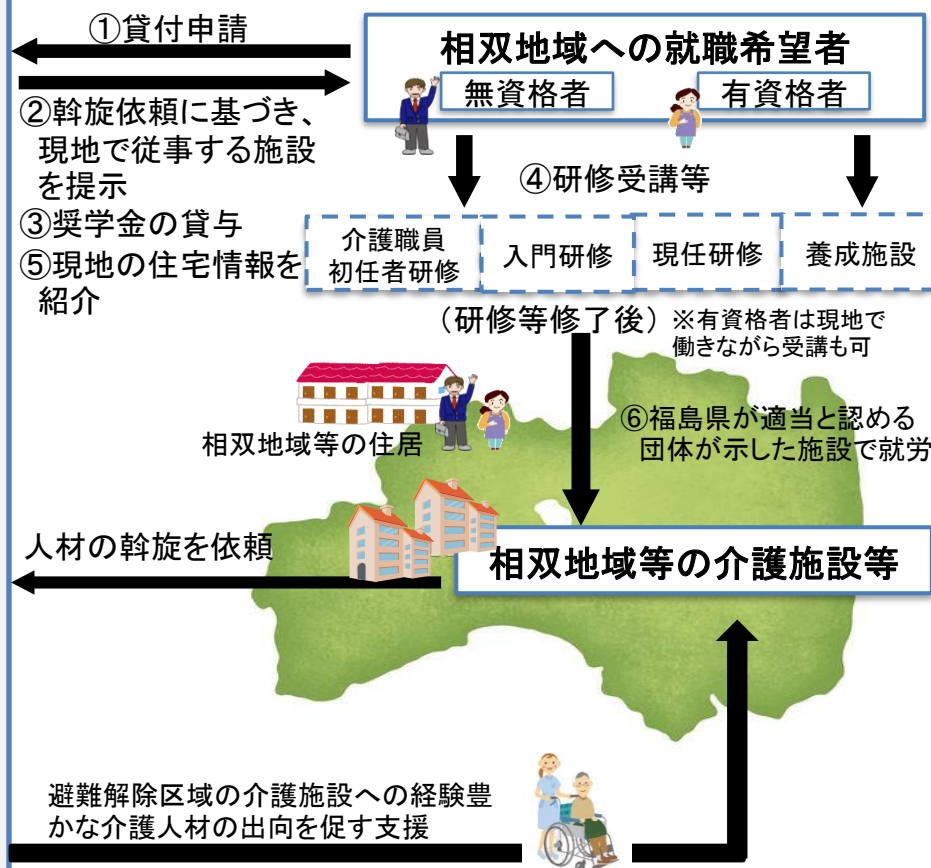
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和7年度概算要求額 2.9億円 (2.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

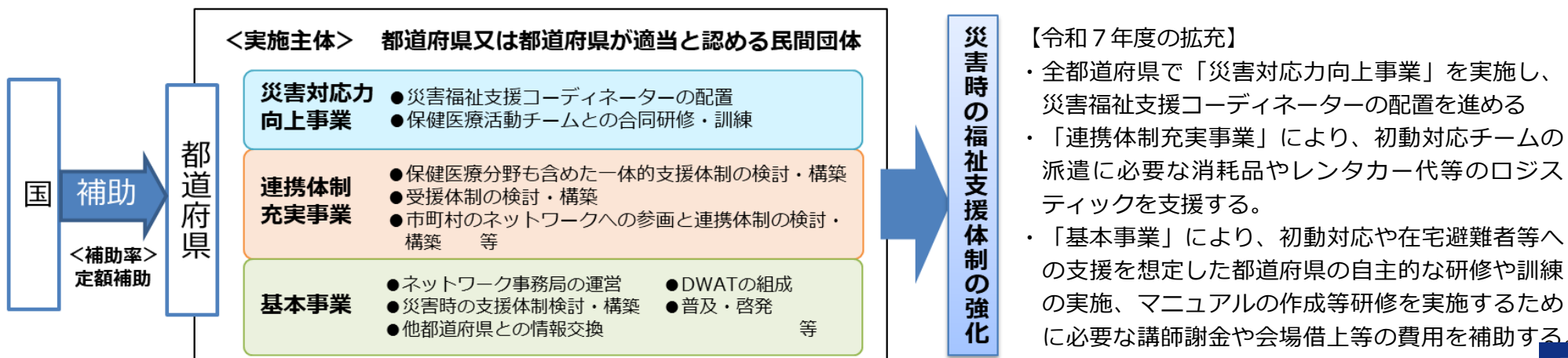
1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和7年度においては、災害時の福祉的支援を実施できる体制づくりに向けた取組をさらに強化し、推進していく。

2 今後の主な課題

- DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成を進めていくことが必要である。
- 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、能登半島地震への対応で得た知見をいかし、取組を更に充実強化するとされ、具体的には「発災時における迅速な初動対応」や「広域・在宅避難者への支援」といった災害応急対策の取組強化が掲げられており、対応が必要である。

3 事業の概要・スキーム・実施主体等



災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

令和7年度概算要求額 18百万円 (17百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、都道府県において中核的な担い手となる人材の育成等を実施。

2 今後の主な課題

- DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成や長期間の派遣調整応を想定した応援・受援体制の構築、民間団体等との連携を進めていくことが必要である。
- 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、能登半島地震への対応で得た知見をいかし、取組を更に充実強化するとされ、具体的には「発災時における迅速な初動対応」や「広域・在宅避難者等への支援」といった災害応急対策の取組強化が掲げられており、対応が必要である。

3 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体：国（民間事業者へ委託）

<令和7年度拡充内容>

- ① 平時の対応として、災害時における初動対応や在宅避難者等への支援において必要な対応を検討し、都道府県の自主的な研修や訓練等の実施に必要な研修素材の作成やプログラムの開発等を行うために必要な謝金や会場借料等を計上する。
- ② 災害時の対応として、長期間の派遣調整対応を想定し、被災地での活動、都道府県や支援団体間の調整に係る臨時職員の雇い上げ費用を上乗せし、支援体制を強化する。

